

令和 6 年度

東近江市農業委員会
第 11 回（2 月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）午前9時30分から午前11時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 39人 欠席委員 1人

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	欠	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

議案第5号 土地改良事業参加の申出について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 事	出
主 幹	出		

農業水産課

主 事	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和6年度 第11回（2月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は39名、欠席者数は1名（〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議席番号4番〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第2は、議事の上程であります。
なお、委員各位への議案書送付後において、別紙議案第5号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。
このことについて、事務局より説明があります。

事務局 別紙議案第5号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程させていただきたいことにつきまして説明いたします。
この議案につきましては、土地改良法に基づき、ご審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。
別紙 議案第 5 号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として審議することについて、何かご意見はございませんか。

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。
(全員挙手)

それでは、追加議案について、上程することを認めます。

最初に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お疲れさまです。
それでは議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書 2 ページを御覧ください。

番号 1 について、議案書の記載のとおり、岡田町地先の農地 1 筆面 653 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号 2 について、議案書の記載のとおり、池之尻町地先の農地 3 筆合計面積 385 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号 3 について、議案書の記載のとおり、大沢町地先の農地 1 筆面積 3,747 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

この農地について、譲受人が既に耕作している筆であり、樹園地利用するために継続的に営農されます。

議案書 3 ページを御覧ください。

番号 4 について、議案書の記載のとおり、小八木町地先の農地 1 筆面積 773 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲受人は、今回取得農地の隣接地を既に自作（水稻）で耕作されており、一団的に営農管理すると聞いています。また、取得される農地にはイチジクを作付けされる計画である旨を確認しています。

番号 5 について、議案書の記載のとおり、五個荘金堂町地先の農地 1 筆面積 521 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が経営面積を拡大されます。また、登記地目は「田」ですが、取得後は「畑」として営農されます。

番号 6 について、議案書の記載のとおり、乙女浜町地先の農地 2 筆合計面積 986 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

今回農地を売買することにより、既に所有している農地と一緒に一団的管理ができることから申請されました。

番号7について、議案書の記載のとおり、柏木町地先の農地2筆合計面積1,530平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲受人は農地所有適格法人の申請と同時に、法人と個人との契約で相対契約等は今までは結んでおられなかったため、経営面積については台帳上0となっています。しかし、実際の法人経営面積は、68.8反を経営されています。

議案書4ページを御覧ください。

番号8について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地2筆合計面積158平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号9について、議案書の記載のとおり、青野町地先の農地9筆合計面積8,843平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲受人は既にこの申請地の耕作や管理を譲渡人から任されており、経営規模拡大のため農地取得されます。

番号10について、議案書の記載のとおり、今堀町地先の農地2筆合計面積243平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が家庭野菜や花、果実の栽培のために経営面積を拡大されます。

番号11について、議案書の記載のとおり、石塔町地先の農地1筆面積720平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。また、登記地目は「田」ですが、取得後は「畑」として営農されます。

番号12について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地1筆面積225平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

農地法では権利の取得後、概ね1年以内に耕作又は養蓄の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作または養蓄の事業を行うと認められない場合は許可できないこととなっておりますが、許可後、令和7年3月末をめどに伐採伐根及び除草作業、土壌改良を行い農地復元される作業を行うことを確認しています。農地復元に向けて作業に努められる旨と内容についても復元可能と判断いたしました。夏野菜の収穫に向けて作付けの準備をされる旨を確認しています。

番号10及び番号11の譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。営農計画書の内容については、農業に必要な知識や技術を知人等から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

また、番号7の法人名義で農地を初めて取得されることについては、地元営農組織として継続的に農地を管理していく意思について営農計画書で確認しています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること
のことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を
取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等
を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具
については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。
その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラ
ックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの
案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞ
れにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしてい
ると考えます。
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと
考えます。
以上、御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、1番から12番までを一括して何かご意見はございますか。

よろしいですか。
意見がないようですので、採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議
題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地
を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意
見を求めます。
議案書の5ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。
本件は、三重県亀山市に居住する者が、自ら所有する五個荘新堂町地先の農地
1筆、面積154平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請
があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は二週間に1度帰宅する
自宅に近く、駐車場として既存の駐車スペースでは普通車等を駐車することが
困難なため、利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、駐車場2台分として利用されます。
土地の造成計画につきましては土砂を入れて碎石仕上げとする計画です。雨水
については、東側の道路側溝に放流し処理されます。
申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

本案件は、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

19 番 所有者の方ですが申請地の道を挟んで実家があり、玄関の間口が軽乗用車1台ギリギリ入れるぐらいで普通車が停められないため所有者の方は70代後半の方で実家は空き家になっていますが、三重県から2週間に1回、家と畑の管理にいられています。所有者も高齢になり最近は息子さんと一緒に大きな車で来られるため、路上駐車になるため、畑を駐車場に利用したいと申し出がありました。特に問題はありません。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

まず、番号1について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

議 長 特に、ご意見が無いようですので採決に移ります。
本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
つぎに、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。
番号4につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。理由といたしましては、土地利用計画に変更が生じたことによる取下げとなります。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
議案書の6ページから7ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。
本件は、昭和町で不動産業を営む法人が、沖野二丁目地先の農地3筆、合計面積2,842平方メートルの土地を売買で取得し、建売分譲宅地（11区画）と

して利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地周辺は住宅地になっており、市街地にも近く住環境に恵まれており、住宅の需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地 11 区画分として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画です。

雨水については、敷地内に吸込槽を設置し、地下浸透処理されます。

申請地は第 3 種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

なお、申請地は、都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時にを行うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 2 について御説明いたします。

本件は、尻無町に居住する方が、同町地先の農地 1 筆、面積 70 平方メートルの土地を売買で取得し、貸進入路して利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は自動車教習業務を行う法人と賃貸借契約を結ばれ、進入路として法人に貸し付ける計画です。進入路の先の駐車場に進入するために西側に道路がありますが、農道となっており、進入道路として適さず、市道からの進入が適しているため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、貸進入路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて整地後、碎石仕上とする計画です。雨水については、自然浸透処理されます。

申請地は第 1 種農地と判断でき、原則許可できませんが、申請地の周辺で業務を営む者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 3 について御説明いたします。

本件は、妙法寺町に所在する自動車運転技術教習業を営む法人が、尻無町地先の農地 1 筆、面積 3,036 平方メートルの土地を賃貸借で権利取得し、駐車場及び教育施設として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は現在従業員用に使用している駐車場が賃貸借契約期間満了に伴い、返却しなければならず、代替地として周辺の用地を検討しましたが、見当たらず、既存の事業所に隣接していること、また、技能講習場所が手狭となっていることもあり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、従業員及び講習者用駐車場及び建設機械技能講習スペースとして利用されます。

なお、進入路については、番号 2 で説明しました進入路を用いて当該申請地に進入されます。また、番号 2 と番号 3 の申請地との間に農林水産省名義の開拓水路があり、現状は、U 字フリュームの構造物がありますが、開拓水路は、滋

賀県農政水産部農政課が財産管理されており、構造物については、尻無北部水利組合が管理されています。現状水路として使用されていない進入口に当たる部分から下流については、構造物を撤去されますが、底地が水路となっていますので、水路機能として維持するために現在、県農政課へ工事施工及び併用使用承認申請が提出され協議をされています。その上で、進入口部分を整地され進入路として使用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて整地後、碎石仕上とする計画です。雨水については、自然浸透処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設の面積は約21,190平方メートル、その2分の1は約10,595平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、申請地は令和6年11月29日付けで、農振農用地いわゆる青字から白字に除外されております。

また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る1月30日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件は、乙女浜町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積281平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲受人の祖母が駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由については、家族の子どもが自動車を所有していますが、現状の駐車スペースでは手狭であり、住居の隣接地でもあることから当該申請地を選定されております。

土地の利用計画については、5台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、土砂を整地後、アスファルト舗装仕上げとする計画です。雨水については、既設の暗渠排水路を使い、地下水路へ放流されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

また、番号3番は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。

併せて、委員長から報告を求めます。

14 番 1 番の案件ですが、開発も関係してまして手前に市道がりまして左側の道路も狭いですが開発によって、セットバックされ 6 メートル道路になります。周りは市街地で住宅も建っており、なかなかここで農業をするのが難しいのかなと感じました。都市計画法第 29 条遵守して頂けるのであれば許可相当であります。

2番の案件です。尻無町で〇〇〇〇〇〇〇〇教習所の近くです。後から出てきます大規模案件の関係で〇〇〇〇〇〇〇〇教習所駐車場の進入路でございます。先ほど事務局から説明があったとおり農林水産省の開拓水路があります。現在、水利組合に聞きますと水路は機能していません。県の担当者に聞きますと駐車場の進入路によって無くなるので、代替機能を作るように話されています。その辺については大規模案件と一緒に皆さんの意見を聞きたいと思います。底地は農林水産省であり、機能はありません。払下げするのに1年ぐらひはかかると思います。代替施設を作っても機能しないので無駄かなと思います。進入路については許可相当だと思います。

5 番の案件ですが、個人の駐車場ですが、里道に囲まれた顛末書付きの案件でございます。これについては許可をしないといけないのかと判断いたしました。

21 番 ○○○○○○教習所の駐車場で3,000平方メートルを超えている案件ですが、○○委員からお話がありましたとおり、平面図を見ていただいたとおり2番目案件の進入路があり、その間に水路があります。進入路の横に田んぼが残っており、水路全部機能が全くないのでは無く、進入路の残地は営農をされますので田んぼに水を入れられます。水路用地の上にU字フリュームが置かれていますので高くなっている状況です。進入路側の利用がないので撤去するとの話でしたが、その後、県の方から水路機能を残してくださいとされているとの事です。水利はポンプで井戸水を揚げて利用されています。また、この地域の田んぼは排水口がありません。朝に水を入れたらお昼ぐらいには水がなくなる土地柄であります。現地も歩いて確認しましたがサラサラの小石交じりに砂が混じっている田んぼであります。水路については現在、県と協議されております。横にある市道と隣接している農道は狭いため進入路としてはふさわしくないため、転用許可は県の水路許可を待って出すのか、その辺は協議をしなければならないと思います。駐車場の利用ですが、職員駐車場と技術受講者などの駐車場を含めて利用されます。現在、職員駐車場は隣接で借りられていますが契約期限が切れ返すことになりました。申請地の隣がフォークリフトの講習場になって職員・来場者駐車場、重機などの講習場と一体的利用されます。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それではご意見等伺いたいと思います。
まず、番号１について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

それでは、番号 2、3 を一括して何かご意見はございますか。

- 16 番 私の担当地域ですけど、水路の件ですが私が水利組合の組合長をしており水利管理しています。この水路につきましては昭和 20 年ぐらいから耕地整理開拓で整備をしまして、その当時から作られていると認識しています。図面の下側に農道があり、その下は土地改良しています。農道から上側は土地改良から外れています。土地改良をした時に用水については農道の下に用水管を埋めましてバルブ式の用水が入るようになりました。現在ある水路があるのですが 4 年前ぐらいは利用していましたけど、今は進入路の横の田んぼが利用している状態で申請地の田んぼは利用されていません。水利組合としては利用していない部分については撤去して欲しい。水路もかなり古いので環境的に悪い。ただ先ほど説明がありましており水路自体が宙に浮いています。地面から 10 センチから 20 センチぐらい浮いています。必要なところは残さなければいけません。進入路からは要らないので、水利組合としては撤去をお願いしている状況です。ただ県の話はでは水利組合の水路なので撤去をしても良いと聞いていますので撤去はして頂けると思いますが、その後の問題で県としては水路があった状況があればと話をしていました。撤去した水路を地面に埋めたらと話がありましたけど環境的に良くないので再生利用をしてもらうのが良いと言いました。ただ県としては機能としては使いませんが水路があったことが分れば良いのかなと説明がありまして。ただ水路を埋めてくれたらよいという話でしたが水利組合としては良くないと思っています。
- 議 長 それぞれの委員さん、水利組合からのお話がありました。みなさん同じことを思われていると思いますが、水路は撤去する部分があっても国有財産として残す感覚で良いのかな。県の判断が分かりませんが。
- 事務局 現在、代理人を通じて県農政課と協議されていますが、先ほども説明しましたが底地は水路として残っています。県としては水路機能を残すように聞いております。代理人から聞いた事になるのですが具体的に機能とはどのようなものかですけど、暗渠管を入れることを協議されていますが、それも一つの手法と聞いています。いずれにしても協議をされた上で整理出来次第承認されると聞いています。
- 議 長 水路の関係の取扱協議が整理出来れば農業委員会の許可をするので良いのか。
- 事務局 農地転用許可制度の中に他法令の許可がないという事があれば許可が出来ないと事もありますけど今現在、代理人と県農政課と協議をされていて、代理人からの聞取りによると承認される見込みと聞いておりますので、こちらとしては農地転用としては許可相当と考えています。
- 15 番 2 番と 3 番は教習所が一体利用ですよ。確かに 2 番の農地、3 番の農地の転用は問題が無いとしても、この水路の解決がない限りまだ結論が出てないのですね。事務局としては出ているのですか。
- 事務局 今申し上げましたとおり協議されています。県に代理人が申請されていますので許可の見込みで聞いています。

- 15 番 埋め込むのは駄目とか、ややこしい話は別として県はこの水路をどの形で残したいのか、利用していないから残さなくて良いとか、その辺の結論が出ない限り一体利用とゆうのはみなさんなかなか手を上げにくいと思います。
- 事務局 水路については県が対策管理されていますので、県と申請者が協議されていますので、そちらの方で見込みがありますので許可相当と考えています。
- 15 番 2 番の農地と 3 番の農地を転用許可しても、2 番と 3 番は一体利用なのでこの水路を必ず通らないと奥には入れませんよね。この水路がどのような形になるかの結論が出ないと手を挙げるのはね。一体利用でなければ良いと思います。
- 事務局 農地としては許可相当と考えていますけど、もし水路ところの承認がされない場合は、今後計画変更もありえると考えます。
- 議 長 委員さんが言っているのは、見込みでOKを農地法の許可だけ出せるかとかの懸念を言っておられる。都計法や他の法令と違って県の許可は縛りが利かないのですか。
- 事務局 この隣接の水路部分の取扱いですが、農地法は申請地に里道、水路、公有財産がある場合は払下げを受ける行為の書類を付けなさいとなっていますが、隣接については、担当が申し上げましたとお見込みで良いとの見解がりますのでそれを元に今回は進めさせて頂いています。
- 議 長 取扱いの見解は農地法から見ての見解ですか。
- 事務局 はい。今回は国の財産が隣接地にあるということで、そこが払い下げを受けて用途廃止にしなければならないのか、一定の見解があるのですがそこまでは要さない。隣接なので。今担当が申し上げたとお見込みで県と代理人が調整をされていますけどその中で許可相当。転用申請ではなく使用申請の形になると思うのですが、それが許可をしてもらえる見込みのもとに今回隣接地ですので許可相当になります。
- 15 番 2 番と 3 番の農地に関しましてみなさん転用は問題ないと判断されると思いますが、それを一体利用として 2 番が貸進入路になりますので、そこがそうなるであらうと前提にして協議中のもとに 2 番と 3 番の転用がみなさん手をあげるのかな。もし協議が駄目だったら計画変更をするのもどうかなと思います。それであれば結論が確実に出てからであれば申請も遅くないと思います。反対をしているわけではありません。
- 議 長 今の協議が長引くのか、近日中に出るのか。
- 事務局 現段階では、何時承認されるのかは県からは来ていませんが見込みはあると代理人から確認しています。

- 議 長 事務局の説明であれば県の協議は見込みであっても農地法は問題がないとのことですが、それが委員さんとして県の結果を見てからでも良いのでは、が大半だと思いますがその辺はどうですか。例えば保留に出来るのか、今回出さないと駄目なのか。県の審議会案件でありますので。
- 局 長 担当者から説明がありましたとおり農地として農地法の許可は問題なく出ます。先ほどから説明がありましたとおり水路につきましては代理人を通じて県農政課と協議されています。先週代理人に来ていただき聞き取りをしたところ許可される見込みで進んでいる。ただ許可日はまだ分かりませんので何日とは言えませんが、先ほども説明がありましたとおり他法令の関係で例えば開発でしたら同時許可になるのですが、これは他法令との関係がありませんので農地法としての許可は出来ます。もし水路の方で調整が出来なかったら事業計画変更で例えば農道の方から進入路をやり直すとかになりますので農地法としての許可は特に問題はないと、水路の話も行ける見込みと聞いています。もし駄目でしたら事業計画変更対応と考えています。
- 議 長 県との許可の関係でみなさん戸惑っていますが、局長の説明がありましたとおり農地法上は問題がないとの事です。一度休憩に入ります。
- 議 長 委員会を再開します。それでは少し事務局の方で整理して頂きましたので説明をお願いします。
- 事務局 先ほどの農地法第5条第1項の2番と3番の案件ですが、事務局と会長、副会长と協議させて頂きました。先ほども申し上げましたとおり農地法上は2番も3番も許可相当と思っておりますけど今回、農業委員みなさんのご意見もありますので、間に挟まっている水路につきましては使用許可が見込めないとゆうこともありますので農業委員会の意見として許可書には必ず使用許可を取るこの条件を付けて、許可相当という形で判断させて頂きたいと思います。もし使用許可が取れたなかったら先ほど局長からの説明がありました事業計画変更を速やかに提出することを申し上げます。端的に申し上げますと、農業委員会の意見として条件付きで、必ず隣接水路の占用許可を取ること、条件付きで許可相当と判断させて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 議 長 事務局から説明がありましたとおり農地法上は許可相当ですが、県の承認を求めて行く条件付きで採決をさせて頂きたいと思います。
ご意見よろしいでしょうか。
それでは、この2番、3番につきまして、最後に全部承認していますのでこの段階では後に採決を最後に一括したいと思います。
- それでは、番号5について何かご意見はございますか。
よろしいですか。
- 議 長 それでは、ご意見ないようでございます。私一括採決と言いましたが少し分けてさせて頂きたいと思います。2番、3番は後にしまして、まず1番、5番について本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

続きまして2番、3番つきまして採決に移ります。
本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成として認めます。よって、本案は可決いたしました。
ありがとうございました。

次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

お世話になっております。農業水産課の〇〇です。本日は、よろしくお願い致します。

それでは、議案第4号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は令和7年2月28日に農用地利用集積計画の公告を予定しておりまして、この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることになります。

今回の所有権移転は4件8筆23,488平方メートル、利用権設定は4件9筆18,744平方メートルです。

設定を受ける認定農業者は7名で11筆31,287平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は74パーセントです。

まず、議案書の4ページまでが所有権移転で、5ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1 ページ番号1の所有権を移転する農地は山上町の2筆であり、合計1,000,000円を対価として売買により令和7年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は滋賀県蒲生郡日野町に居住する者で、移転を受ける者は山上町に居住する者となっております。

2 ページ番号2の所有権を移転する農地は永源寺高野町の1筆であり、65,000円を対価として売買により令和7年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は奈良県奈良市に居住する者で、移転を受ける者は永源寺高野町に居住する者となっております。

3 ページ番号3の所有権を移転する農地は上岸本町の1筆であり、238,522円を対価として売買により令和7年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は上岸本町に居住する者で、移転を受ける者も上岸本町に居住する者となっております。

4 ページ番号4の所有権を移転する農地はきぬがさ町の4筆であり、

合計6,840,000円を対価として売買により令和7年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は伊庭町に居住する者で、移転を受ける者も伊庭町に所在する者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、5ページから8ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっています。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何か意見はございますか。

13 番 3ページですけど所有権移転前経営面積が2,989平方メートルですが、今の所有権移転面積される部分だと思うのか、すでに2,989平方メートルを持っておられるのか分かりませんが、今回の所有権移転面積が2,989平方メートル所有権移転後経営面積も2,989平方メートルこの辺の整合性をお聞きしたいです。

事務局 ○○さんが新規就農者のため、こちらの農地2,989平方メートルを借りておられまして今回、所有権移転で購入されるので面積が一緒となっています。

議 長 他にご意見ありますか。

よろしいでしょうか。

意見がないようですので、採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、追加議案であります議案第5号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「土地改良事業参加の申出について」について説明いたします。

追加議案書をご覧ください。

まず、2ページから4ページの国営湖東平野土地改良事業、県営湖東平野土地改良事業及び愛知川沿岸土地改良事業につきまして、貸借により耕作者に設定されていた土地改良事業の参加資格を所有者とする旨の申出を14件受け、審査を行い、承認するものです。

土地改良事業の概要につきましては別添の資料1をご覧ください。

湖東平野地区の土地改良事業の受益面積は近江八幡市、東近江市、愛荘町、豊郷町にまたがる6,877ヘクタールでありまして、末端の受益面積により、国営、県営、団体営の事業に分けられています。

経年による施設の劣化により幹線水路の改修、水源施設の整備等を行い、農業用水の安定供給と施設の維持管理の軽減を図られるもので、事業工期

は平成26年度に着手され令和6年度末に完了されます。

次に、5ページ6ページの国営東近江土地改良事業及び東近江地区土地改良区を行う土地改良事業について、貸借により耕作者に設定されていた土地改良事業の参加資格を所有者とする旨の申出を1件受け、審査を行い、承認するものです。

土地改良事業の概要につきましては別添の資料2をご覧ください。

受益面積は東近江市内16集落の681ヘクタール、不整形で狭小な農地を大区画の農地へ整備し、併せて石綿管等の用水施設を更新されるものです。事業主体は農林水産省で、維持管理を東近江地区土地改良区がされ、事業工期は令和7年度から20年度の予定とされています。

説明は以上となります。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。
意見がないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第5号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告」について説明いたします。議案書9ページをご覧ください。
番号1番、桜川西町の駐車場の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。

議案書10ページをご覧ください。

番号1中野町の分譲宅地の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に報告第3号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」説明いたします。議案書11ページをご覧ください。

番号1今代町、番号2読合堂町、番号3池之尻町の案件について、転用の目的を農業用倉庫とする届け出がありました。いずれも農地法第4条の許可を要しない2アール未満の農業用施設に係る転用であり、届出書の添付書類も含めて完備していることを確認し、事務局長専決で受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書12ページから15ページをご覧ください。
番号1から番号20まで、全て相続により所有権を取得された農地法第3条の許可を要しないもので、事務局長の専決により受理通知を交付しております。
届出人の「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

次に、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。
議案書の16ページから20ページをご覧ください。
賃貸借権の合意解約につきましては、16ページから19ページに記載の1番から20番までです。
また、使用貸借の合意解約につきましては、20ページに記載の1番から3番までです。
合意解約内容につきましては議案書記載のとおりです。
以上、事務局長専決案件の報告とさせていただきます

議長 事務局の報告が終わりました。
報告第1号から第5号について何かご質問はございますか。
これで報告事項を終わります。
以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和6年度第11回（2月期）月例総会を終了いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長

4番

5番